

京 都 大 学 に お け る 学 生 納 付 金 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第8条 寄宿料の額は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 寄宿料は、<u>寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p>別表第1 (第2条関係) } (略) 別表第2 (第6条関係) } 別表第3 (第8条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 吉田寮・女子寮・室町寮に入居する学生に係る寄宿料……月額400円</p>	<p>第8条 (同 左)</p> <p>2 寄宿料は、<u>寄宿舎に入居した日の属する月から退居する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 <u>月の中途において入居し、又は退居する場合であっても、その月の寄宿料の額について日割計算は行わない。</u></p> <p>5 <u>外泊、旅行等のため居住しない日がある場合であっても、その月の寄宿料の額について日割計算は行わない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表第3の規定は、施行日以後に入居した者から適用し、同日前に入居した者については、なお従前の例による。</p> <p>別表第1 (第2条関係) } (同 左) 別表第2 (第6条関係) } 別表第3 (第8条関係)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 吉田寮・室町寮に入居する学生に係る寄宿料……月額400円</p> <p>3 <u>女子寮に入居する学生に係る寄宿料……月額25,000円</u></p>